運営規程

医療法人社団葦会

野洲すみれ苑

居宅介護支援事業所

運　営　規　程

（１） 目的

医療法人社団董会が運営する野洲すみれ苑の指定居宅支援事業所として、介護保険法の理念および野洲市指定居宅支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例に基づき、要介護状態の利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適切なサービスを総合的かつ効率的に提供することを目的とする。

（２） 方針

野洲市指定居宅支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例に基づき、指定居宅介護支援事業者として、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。

利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう指定居宅介護支援を提供することとし、同時に事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行うこととする。

（３） 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

事業所の名称　　野洲すみれ苑居宅介護支援事業所

所在地　　滋賀県野洲市栄１－２大村ハイツ３階

（４） 職員の職種・人員および職種内容

【管理者】１名（介護支援専門員と兼務）

【職務内容】利用者からの利用申し込み等に対応しうる業務の整備及び職員の資質向上

【常勤】介護支援専門員３名以上(1 名管理者兼務、主任介護支援専門員１名以上)

【職務内容】ケアプランの作成、居宅サービス事業者との連絡調整等

【主任介護支援専門員】常勤業務及び介護支援専門員の相談、指導、助言、育成。

（５） 営業日および営業時間

営業日　：　月～金（土・日曜日、祝日および１２月３０日～１月３日は除く）

営業時間：　８：30～17：30

※必要に応じて携帯電話等で２４時間連絡対応可能な体制を整えている。尚、その際の緊急連絡先は管理者が所持する携帯電話へとする。

（６）1.指定居宅介護支援の提供方法 2.利用者からの相談を受ける場所 3.使用する課題分析の種類 4.サービス担当者会議の開催 5.モニタリングおよび訪問頻度 6.内容および利用 7.その他の費用の額 ８.医療機関との連携

1.利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供する。指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、『重要事項説明書』を交付して説明し、同意を得る。

2.相談室（利用者が直接出入りすることが可能）※但し、相談者の都合上、介護老人保健施設野洲すみれ苑での対応が適切と判断した場合には野洲すみれ苑相談室での対応とする。

3.標準２３項目に準ずるものとする。

4.更新時、必要時に担当者会議を開催し、担当者の出席が得られない場合は、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について担当者から専門的見地により意見を求めるものとする。

5.１ヶ月に１回以上（訪問ができない特別な事情がある場合は除く）。予防支援に関しては３か月に１回以上。尚、以下に該当する場合は情報通信機器の活用を可能とする。

・利用者側の同意が得られる
・利用者の状態が安定している
・テレビ電話等情報通信機器での意思疎通ができる
・モニタリングに使用するツールでは収集できない情報については他サービス事業所との連携にて情報収集できる

※訪問頻度は介護、予防支援それぞれ 3 か月に 1 回、6 か月に 1 回の居宅訪問を必要とする。

6.居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行うものとする。利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとし、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行うものとする。尚、計画書作成にあたっては利用サービス選定において複数事業所の提案を行うこととし、加えて提案理由を明確にできる事とする

7.利用料の額は介護報酬告示。利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、実施地域を超えた時点から片道１キロごとに１００円を実費負担とする。実費負担の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文章を説明した上で、支払同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受ける事とする。

8.居宅サービスの提供にあたっては利用者各々のかかりつけ医等の医療機関との継続的な連携体制を整えると同時に入院に際しては利用者本人、または主介護者等から入院先医療機関に担当の介護支援専門員を伝達できるよう工夫する事とする。

（７）通常の事業の実施地域

野洲市、守山市、栗東市、近江八幡市、草津市

※近江八幡市の沖島は除く。

（８）研修機会の確保と事業所としての取り組み

（研修機会）介護支援専門員等の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし年間研修計画を立て、内部研修、外部研修等に各介護支援専門員が平等に研修に参加できるよう業務体制を整備する。

- 採用時研修　採用後３ヶ月以内
- 野洲市、他事業所との連携研修（事例検討会）年２回以上回
- 事業所内事例検討会（2 か月に 1 回程度）
- 居宅会議（事例検討含む）週１回※

（取り組み）

1. 人権擁護・虐待防止及び身体拘束適正化の推進

① 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

② 身体拘束等の適正化のため、身体拘束等を行ってはならないことを前提に責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修の機会を確保する。

※上記、①②に関して知りえた場合は地域包括支援センター等の関係機関に通報または連携を図るものとします。

2. ハラスメント防止

従事者に関するハラスメント防止のため、勤務体制の確保や必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し研修の機会を確保します

（９）業務継続計画の策定

感染症若しくは災害のいずれかの発生の際にその事業が継続できるよう、他の居宅介護支援事業所や介護保険施設等との連携および協力を行う体制を構築するよう計画を策定する

（１０）テレワーク等情報通信機器の利用に関する取扱について

テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保 護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適 切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安 全管理に関するガイドライン」等を遵守することとする

（１１）その他の運営に関する重要事項

1. 苦情に対して迅速かつ適切に対応する。
2. 自ら提供した居宅介護支援のほかに、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに対する利用者からの苦情についても迅速かつ適切に対応する。

3. 苦情の内容により、事業所内で処置が行えない場合については管理者を含めた検討会議を開催するとともに、当該市町村に連絡し、指導または助言を受け、処理の内容を決定する。
4. 事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、各事業者等に連絡をとり、必要な措置を行う。
5. 賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。
6. 従業員は業務上知り得た利用者かつその家族の秘密を保持する。従業員であった者に業務上知り得た利用者かつその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を記した雇用契約を従業者と結ぶこととする。
7. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団董会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は平成２７年４月１日より適用する。
この規定は平成２７年８月１日に　改訂する。(管理者の変更に伴う変更等)
この規定は平成２９年４月１日に　改訂する。(介護支援専門員増員に伴う変更等に)
この規定は平成２９年７月１日に　改訂する。
この規定は平成２９年 11 月１日に　改訂する。(特定事業所加算算定に伴う変更等)
この規定は平成 30 年４月１日に　改訂する。(介護報酬改定に伴う変更等)
この規定は平成 30 年９月１日に　改訂する。(事業所の移転に伴う変更等)
この規定は平成 30 年１０月５日に　改訂する。(電話・ファックス番号の変更に伴う変更等)
この規定は平成 31 年４月１日に　改訂する。（相談場所の対応を柔軟にする為の変更等）
この規定は令和２年１０月１日に　改訂する。（人員配置の表記についての変更等）
この規定は令和３年４月１日に　改訂する。（令和３年４月の介護報酬改定に伴う変更等）
この規定は令和６年４月１日に改訂する（令和６年４月の介護報酬改定に伴う変更等）